|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監　督　員 | 係　　長 | 課･所･場長 |

令和　　年　　月　　日受付　　印

下請負人に社会保険等未加入の建設業者が含まれている理由について

　　令和　　年　　月　　日

広島市水道事業管理者

受注者　住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号

　次の工事について、下請負人に社会保険等（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険）未加入の建設業者が含まれていますので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 | 　 |
| 工事場所 | 　 |
| 工期 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで |
| 請負代金額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 下請業者名 | 　 |
| 未加入の社会保険等 | 健康保険　・　厚生年金保険　・　雇用保険 |
| 下請負人に社会保険等未加入の建設業者が含まれている理由 | 　 |

注１）下請契約とは、その次数を問わず、また建設業許可の有無に関わらず、建設工事を下請する業者と締結する契約をいう(建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外)。

注２）未加入の社会保険等欄は、該当する項目に文字囲いすること。

注３）下請契約日時点において、下請負人に社会保険等に未加入の建設業者が含まれている場合は、発注者が当該下請契約について「特別の事情」があると認めるとともに、発注者と協議のうえで定めた期間内に社会保険等の加入手続き中であることが確認できる書類を提出する場合に限り、当該建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

　　　 発注者が特別の事情があると認めないときは、当該建設業者を下請契約の相手方とすることはできない。この場合において、既に工事を施工中等の理由により下請契約の解除が不可能な場合は、次の措置を行うこととなる。

　　　　(1)下請負人に対しては、建設業許可行政庁へ社会保険等が未加入であることの通報

　　　　(2)受注者(元請負人)に対しては、指名停止措置

　　　　　　なお、本理由書の提出がない場合、受注者については指名停止措置を講じることがあり、社会保険等未加入の建設業者については建設業許可行政庁へ通報する。

注４）「特別の事情」に関する例示は以下のとおりである。

(1) 「特別の事情」を有すると認められる場合

　 　 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、これらを有する者と下請契約を締結しなければ、契約の目的の達成が不可能または困難となることが明らかな場合

(2) 「特別の事情」を有すると認められない場合

　 ・長年に渡る下請契約の締結があり、他の業者では施工のマネジメントができない場合

　 ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合

　 ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合

　 ・過去に同一箇所の工事を行った際に下請として施工していた場合